

型 式 の 区 分

その他の電線管類又は可撓電線管の金属製の附属品

要 素	区 分
(A) 主材料	(1) 鋼のもの
	(2) 鋳鉄のもの(可鍛鋳鉄のものを除く。)
	(3) 亜鉛のもの
	(4) その他のもの
(B) さび止めの方法	(1) 乾式亜鉛めつきのもの
	(2) クロメート処理を施した電気亜鉛めつきのもの
	(3) その他のもの
(C) 接続の方式	(1) ねじ込み型のもの
	(2) ねじ止め型のもの
	(3) その他のもの
(D) 絶縁体(金属製のブッシングの場合に限る。)	(1) あるもの
	(2) ないもの
(E) 主たる用途	(1) 金属製の電線管用のもの
	(2) 二種金属製線樋用のもの
	(3) その他のもの

備考:該当する要素記号及び区分番号に 印を付して下さい。

JET23010-1/1-(end)